連絡先のご案内

ケガをした(死亡・後遺障害・傷害治療) 海外メディカルヘルプライン 海外でのご連絡先 (24時間·日本語対応)P5 病気になった(疾病治療) ホテル客室内の家具を壊してしまった、 買物中誤って商品を壊してしまった、 など(損害賠償事故) 海外ホットライン (24時間·日本語対応)P6 携行品を破損してしまったなど トラブルに見舞われた(携行品の損害) 海外ホットライン (日本オフィス) 海外旅行保険のご連絡先 TEL.0120-08-1572(携帯·PHSも利用可) (24時間) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店企業保険金サービス部 国内でのご連絡先 本店火災新種保険金サービス第三課 国内旅行傷害保険のご連絡先 〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス4階 TEL.03-5913-3725(9:00~17:00:土、日、祝日休) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店企業保険金サービス部 ショッピング補償保険のご連絡先 (ショッピング補償保険ホットライン) 本店火災新種保険金サービス第三課 〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス4階 TEL.03-5913-3725(9:00~17:00·土、日、祝日休)

> [お願い] 事故のご連絡の際は、 「UCコーポレートゴールド会員」である旨を お伝えください。

UCコーポレートゴールド会員用

海外・国内旅行傷害保険 ショッピング補償保険 のご案内

(被保険者証)

Insurance Service

[お願い] 事故のご連絡の際は、 「UCコーポレートゴールド会員」である旨を お伝えください。

UCコーポレートゴールド 保険サービスのあらまし

UCカード保険サービスは、UCカード会員(UCコーポレートゴールドのカード使用者を いいます)のみなさまに、事故によるケガなどを補償するためにお付けしています。 詳細につきましては、この被保険者証をご参照ください。

UCカードの保険サービスは、万一UCカード会員のみなさまが事故にあわれても 事前の手続き不要で補償いたしますが、海外保険サービスの「各種サービス」につ いては、この被保険者証に連絡先が記載されておりますので、ご旅行の際には、UC カードと同様にご携帯下さいますようお願い申し上げます。

- 《ご注意》-

UCカードの海外・国内保険サービスは、他の保険付帯クレジットカード(他社分を含 む)を複数枚保有し、複数枚の保険金が支払われる場合でも傷害死亡・後遺障害保険 金の支払限度額は、保有するカードのうち最も高いカードの保険金額となります。ただ し、海外保険サービスは、法人のクレジットカードと個人のクレジットカードを保有する 場合、それぞれの支払い上限額の合計額を限度に保険金をお支払い致します。

※1 「法人のクレジットカード」とは、

申込人が法人・団体または個人事業主(以下「法人等」といいます。)であって、カード利用 代金の決済が法人等によって行われるものまたは、カード利用代金の支払債務が法人等 によって保証されているものをいいます。

※2「個人のクレジットカード」とは、

上記「法人のクレジットカード」以外のクレジットカードをいいます。

注) コーポレートカード利用代金の決済が個人によって行われ、支払債務が法人等によって保 証されないものは、「個人のクレジットカード」の位置付けとなります。 上記のお取扱いにつきましては、ご所属のカード会社へご確認ください。

補償内容

I 海外保険サービス(自動付帯)	
傷害による死亡・後遺障害	5,000万円
傷害による治療費用	500万円
疾病による治療費用	500万円
携行品の損害	1旅行50万円 年間100万円限度(免責3,000円)
賠償責任	5,000万円
救援者費用	500万円
乗継遅延費用保険金	2万円
出航遅延費用等保険金	1万円
受託手荷物遅延費用保険金	1万円
受託手荷物紛失費用保険金	2万円

Ⅱ 国内保険サービス(カードご利用条件付目動付帯)			
傷害による死亡・後遺障害	5,000万円		
入院	日額5,000円		
通院	日額2,000円		
乗継遅延費用保険金	2万円		
出航遅延費用等保険金	1万円		
受託手荷物遅延費用保険金	1万円		
受託手荷物紛失費用保険金	2万円		

保険の内容につきましては、引受幹事保険会社所定の約款に基づきます 海外保険サービスにつきましては、ご入会日の翌日以降出発のご旅行より対象となりますので、 それ以前に出発しその旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。 なお、保険金受取人はUCカード会員で本人(死亡の場合は法定相続人)となります。

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

◇共同保険契約に関するご説明◇

この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。 各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 ○引受保険会社〈

損害保険ジャバン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)、東京海上日動火災保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社 ◇取扱代理店◇

株式会社クレディセゾン

海外保険サービス

海	毎外旅行傷害保険(自動付帯)補償内容					
担	保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金			
傷	死亡 後障 治費用	被保険者が責任期間中に偶然な事故によりケガをした場合。 ①事故の日から180日以内に傷害により死亡したとき。 ②事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき。 被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。	保険金の範囲内で次の保険金額 ① 死亡・後遺障害保険金額の 100% ② 死亡・後遺障害保険金額の 3%~100% (例) 両目失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20% 保険金の範囲内で次の費用。 ①診療関係・入院関係の費用(診察費、薬剤費、入院費等)			
疾病 治療費用		「一位では、 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	②交通費、移送費、通訳雇入費 ③義手・義足の修理費 ④入院に必要な身の回り品購入費・通信費 ⑤入院の場合の旅行行程復帰費用・帰国費用 ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場 合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療の ために支出された費用で、別に定めた保険金額を限度と します。			
携	行品損害	被保険者が所有かつ携行する身の 回り品が責任期間中に偶然な事故 により盗まれたり壊れたりした場合。	1旅行につき保険金の範囲内で、1事故につき損害額から 3,000円(免責を引いた額。 (1個または1対につき10万円を限度とします。ただし、バス ボートおよび乗車券等はそれぞれ5万円限度) *査証(ビヴ)は対象外となわます。また、日本においてのパス ボート再取得費用も、対象外となります。			
Ą	倍償責任	被保険者が責任期間中に偶然な 事故により他人にケガをさせたり他 人の物を壊したりして、法律上の賠 償責任が生じた場合。	保険金の範囲内で次の費用。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②損害防止軽減に要した費用 ③緊急費用 ④訴訟費用			
救	援者費用	被保険者が責任期間中に次に該当した場合。 ①事故により遭難(行方不明を含みます)された場合 ②ケガのため事故日から180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院された場合 ③責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が察了した日からその日を含め30日以内に死亡したとき。(ただし、責任期間中に医師の治療を受けていた場合) ④病気にかかり医師の治療を受けて急続き医師の治療を受ける強素を受けていた場合)	① 捜索救助費用 ② 現地との航空運賃等交通費(教援者1名限度、7日以上 継続入院の場合3名限度) ③ 現地でのホテル客室料(救援者1名かつ14日分限度、7 日以上継続入院の場合3名限度かつ14日分限度、7 日東からの遺体輸送費用または治療を継続するための 日本国内への移転費用 ⑤ 渡航手続費および現地での諸雑費(5万円限度、7日以 上継続入院の場合20万円限度) 注:「現地」とは日本国外の事故発生地または収容地をいいます。			
	乗継遅延 費用	航空便を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ 地点までの到着便の遅延によって 搭乗する予定だった航空便に搭乗 することができず、到着便の実際の 搭乗時刻から4時間以内に代替便 に搭乗することができなかった場合。	1回の到着便の遅延について、宿泊費と <u>食事代</u> の実費を2 万円限度としてお支払います。			
航空	出航遅延、 欠航、 搭乗不能 費用	搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の 出航遅延や航空便の欠航なで下搭 乗することができず、出航予定時刻 から4時間以内に代替となる航空便 に搭乗できなかった場合。	1回の出航遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、 <u>食事代</u> 実費を1万円限度としてお支払いします。			
航空機遅延費用等	航空便が目的地に到着してから6時間以内に、搭乗時に航空会社へ受託と手荷物が予定していた目的地 手荷物 遅延 近れて衣類や生活必需品を購入 した場合。		1回の受託手荷物の遅延について、下記の <u>購入費用</u> 実費 を1万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 受託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品開入費 受託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし 等の生活必需品の購入費用、貸与費用。			
	航空便が目的地に到着してから 時間以内に、搭乗時に航空会社 受託した手荷物が予定していた 防地に運搬されなかった場合、手 物は紛失したものとみなし、到着 96時間以内に、目的地において 類や生活必需品を購入した場合		1回の受託手荷物の紛失について、下記 <u>購入費用</u> 実費を2 万円限度としてお支払、			
(注	1)青仟期間	まとはカード会員資格期間内に開始され				

- (注1)責任期間とはカード会員資格期間内に開始された旅行期間をいいます。ただし、会員の旅行期間が会員が日本を出国してから3ヶ月後の午後12時を経過したときにおいても終了していない場合には、責任期間は3ヶ月 後の午後12時に終わります。
- (注2)旅行期間とは会員が海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ日本
- を出国する日の前日の午前0時から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。 (注3)携行品の損害額はその損害が生じた地および時における保険の目的の価額によって定めます。修理費および 再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

	主な場合			
死亡				
害	治療費用	 ★方でいるシスセローターのでは、原子核反応 ・危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中の事故 また原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 		
● 被保険者、保険金受取人の故意 ● 妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ● 歯科疾病 また原因のいかんを問わず預部症候群(いわゆる「むちうち症」) および腰痛で他症状のないものについては保険金をお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気および完治していない病についてはお支払いの対象となりません				
携行品損害		●すり傷等外観の損傷 ●携行品の瑕疵または自然の消耗 ●携行品の配産を忘れまたは紛失(これらを原因とする盗難を含む) ●差に押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使 ●携行していない場合(配送中の事故など)はお支払いの対象になりません。また、 登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行っている 間の損害については保険金をお支払いできません。 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 ●居住施設内にあるあいたの携行品の損害 ●現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、免許証、プリペイド カード、別送品、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバ イ、船など。		
賠償責任		●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●被保険者の親族に対する事故 ●自動車、船、航空機の所有、使用または管理に起因する事故 ●預っているものに関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 (1)ホテルの客室および客室内の動産(セイフティーボックスのキーならびにルームキーを含みます。) (2)ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 (3)レンタル業者から賃借した旅行用品または生活用品		
救援者費用		●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、犯罪行為 ●被保険者の顕彰症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないもの ・危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中の事故 ●妊娠、出産、早産、流産で入院した場合(但し、妊娠、出産、早産、流産を直接の原因で責任期間中に死亡した場合は対象となります)		
乗継遅延費用 ●被保険者、保険金受取人の故意もしくは重過失				
航空機 機選延 欠航。 搭乗不能費用 受託手荷物 遅延 費 選延				
延 受託手荷物 遅延				
等	受託手荷物 紛失			

各種サービスのご案内(海外保険サービスにおつけしています)

□<ケガ・病気の場合>…海外メディカルヘルプライン

(ご連絡先は5ページをご覧ください。)

UCカード傷害保険制度では、海外で万一事故にあわれた場合引受幹事保険会社が提携する 海外メディカルヘルプラインの各種サービスを、ご利用いただけます。

各種サービスの内容は次のとおりとなっております。

※下記サービスにかかる手配については無料、治療費・移送費など実際にかかった費用については保険内容の範囲内で、傷害・疾病治療費用または救援者費用の各保険金で支払われます。ただし、保険金額を超過した場合等、一部ご負担していただくことがございます。

■サービスの内容

①キャッシュレスサービス キャッシュレス提携病院をご利用いただく場合、病院への支払保証の連絡をいたします。すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレス治療提供の交渉をいたします。

②病院・医師の紹介・予約サービス 治療や入院が必要な場合。直ちに豊富なデータベースの中から最寄の適切な病院・医院を選定し、予約 手配および必要に応じて交通手段の手配むいたします。

③治療経過管理サービス 適切な治療がされているか、治癒されたかどうか、その後の治療状況をチェック、必要な場合は転院の手配まいた」ます

④緊急移送手配サービス・

現地に適切な医療施設がない場合、必要な治療が可能な最高の医療施設まで完全看護による緊急移送の手配を依頼することができます。移送については医療設備付の専用航空機、ヘリコプター、定期航空機、列車または救急車などを利用します。

⑤帰国手配サービス-

別地での症状が安定し、自宅付近の医療施設に移ったほうが良いと医師により判断される場合、帰国手配を 依頼することができます。必要に応じ、帰国途上の医療看護も手配することができます。

⑥遺体送還サービス 万一死亡された場合、遺体をカード会社に現住所として登録した住所へ送還する手配を依頼することができます。

■サービスのご利用方法

①滞在する地域を担当する5ページの海外メディカルヘルプラインへ無料電話またはコレクトコールによりご連絡ください。(24時間受付)

②海外メディカルヘルプラインと連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。UCカード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■キャッシュレス治療サービスのご利用方法

<海外メディカルヘルプライン>へご連絡ください。 症状に応じて、最寄の最適な医療機関をご案内・手配いたします。

医師の治療をお受けください。

治療費は保険金額の範囲内で引受幹事保険会社から医療機関に直接お支払いいたします。

●UCカードのコピーとパスポートのコピー(番号・氏名記載ページ、日本の出入国スタンブ押印ページ)を別途ご郵送いただく場合がございます。

《ご注意》

キャッシュレス治療のお取扱いができない場合

次の場合にはキャッシュレス治療のお取扱いができませんので、お立替いただいたうえ、帰国後に ご請求ください。ご請求に必要な書類等につきましては、P9をご参照ください。

●海外メディカルヘルプラインにご連絡されなかった場合。

●保険の対象となるかどうかが諸般の事情により確認できない段階である場合。

●医師による治療の後の処方箋による薬代。

●各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受け入れられない場合。

●各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかる場合があります。

●キャッシュレス治療の後で保険の対象とならないことが判明した場合は、後日、海外メディカル ヘルプラインもしくは病院から直接お客様へ治療費をご請求いたします。

※UCカードをお持ちでない場合お取扱いできない場合がございます。

なお、保険金額を超える部分、または、保険金のお支払いの対象とならない場合(歯科疾病、 妊娠、出産などに起因する疾病など)については、お客様のご負担になりキャッシュレスのお取 扱いもできませんので、ご了承ください。

②<ケガ・病気以外のトラブルの場合>…海外ホットライン

(ご連絡先は6ページをご覧ください。)

■サービスの内容

携行品の盗難や賠償事故など、ケガ・病気以外の事故相談、保険金請求書類のご案内・受付、 保険の対象になるかどうかのご相談などにお応えいたします。

①保険事故相談

カメラなど携行品を盗まれたときなど、盗難事故の警察への届け出のアドバイス、必要書類のご案内をいたします。

②賠償責任事故

賠償事故の加害者となった場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類のご案内をいたします。

③契約内容の確認

保険金額がいくらついているのかなど契約内容がわからないという場合、契約内容の確認の 取次ぎをいたします。

④保険金請求方法のご案内

保険金請求に関する様々なご相談、必要書類のご案内をいたします。

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気でお困りの時、本被保険者証とクレジットカードをお手元にご用意の上お電話ください。 (24時間・日本語対応)

アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ 1800-233-2203 (無料電話)	お客様の滞在地		電話番号	号	センター		
大学シコ 001-855-835-2554 (無料電話) フェリカ			スカ・カナダ				
大米・中南米							
大力						1	
上記以外の国・地域					(,,,,,,,		
香港		上記以外の国・地域		(1) 804-673-1144			
中国 マカオ 080-0382 (無料電話) 中国 中国 </td <td></td> <td>中国(香港・マカオを除</td> <td><)</td> <td>800-810-9784</td> <td>(無料電話)</td> <td></td>		中国(香港・マカオを除	<)	800-810-9784	(無料電話)		
中国		香港		800-968-845	(無料電話)	1	
無料電話がご利用になれない場合	中国	マカオ		080-0382	(無料電話)		
台湾		無料電話がご利用に	中国国内から	010-8447-5985			
韓国		なれない場合	中国国外から	(86) 10-8586-6149		1	
アジア・オセアニア・ グアム・サイバン 1800-3041756 (無料電話) 2ンガボール 1800-80-1013 (無料電話) 2ンガボール 1800-80-1013 (無料電話) 2ンガボール 1800-1-651-0065 (無料電話) 2ンガボール 1800-1-651-0065 (無料電話) 2ンガボール 1800-1-651-0065 (無料電話) 2ンガボール 1800-600-234 (無料電話) 2ンガボール 1800-600-234 (無料電話) 2・グアム・サイバン 1800-600-234 (無料電話) 2・グアム・サイバン 1877-232-0747 (無料電話) 4・ストラリア 1800-553-152 (無料電話) 2・イエトラリア 1800-553-152 (無料電話) 2・イエトラリア 1800-553-152 (無料電話) 2・イエトラリア 1800-553-152 (無料電話) 2・イエリス 1800-6312-002 (無料電話) 2・フランス 1800-90-84-60 (無料電話) 2・イエリス 1800-90-84-8363 (無料電話) 2・イエリス 1800-90-84-8363 (エデリス 1800-90-84-90-8363 (エデリス 1800-90-84-90-8363 (エデリス 1800-90-84-90-90-84-90-90-84-90-90-84-90-90-84-90-90-90-84-90-90-84-90-90-90-90-90-90-90-90-90-90-90-90-90-		台湾		00801-65-1166	(無料電話)		
アジア・オセアニア・ ガアム・サイバン R 料電話がご利用に なれない場合や 上記以外の国・地域 から 1800-600-234 (無料電話) タイセンター 1800-600-234 (無料電話) シンガポール 国外から (65) 6535-5554 (無料電話) タイセンター 1800-600-234 (無料電話) タイセンター 1800-600-234 (無料電話) タイ・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・		韓国		00798-651-7029	(無料電話)		
アジア・オセアニア・ ガアム・サイバン R 料電話がご利用になれない場合や 上記以外の国・地域から (65) 6535-5554 タイ (84) 1800-600-234 (無料電話) (無料電話) (大ナム (12065143 (無料電話) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知		シンガポール		1800-3041756	(無料電話)		
アジア・オセアニア・ ガアム・サイバン 無料電話がご利用に なれない場合や 上記以外の国・地域 から		インドネシア		001-803-65-7187	(無料電話)		
アジア・ オセアニア・ グアム・ サイバン 無料電話がご利用に なれない場合や 上記以外の国・地域 から タイ 1800-600-234 (無料電話) タイ 1800-600-234 (無料電話) タイ 1800-600-234 (無料電話) クアム・サイバン 1877-232-0747 (無料電話) イベトナム 12065143 (無料電話) クアム・サイバン 1877-232-0747 (無料電話) オーストラリア 1800-553-152 (無料電話) ニュージーランド 0800-44-9345 (無料電話) ニュージーランド 0800-44-9345 (無料電話) タイセンター イギリス 0800-312-002 (無料電話) フランス 0800-90-84-60 (無料電話) アシンス 0800-91-034 (無料電話) フランス 0800-182-3992 (無料電話) ロンドンセンター 無料電話がご利用に なれない場合や 上記以外の国・地域 から 4ギリス		マレーシア		1800-80-1013	(無料電話)	シンガポール	
アジア・オセアニア・ グアム・サイバン		フィリピン		1800-1-651-0065	(無料電話)	223-	
グアム・サイバン から 1800-600-234 (無料電話) タイ 12065143 (無料電話) グアム・サイパン 1877-232-0747 (無料電話) オーストラリア 1800-553-152 (無料電話) ニュージーランド 0800-44-9345 (無料電話) 無料電話がご利用になれない場合 タイ国外から 02-302-6535 タイリス 0800-312-002 (無料電話) カランス 0800-90-84-60 (無料電話) イギリス 0800-791-034 (無料電話) イギリス 0800-182-3992 (無料電話) 世記センターに連絡 イギリス 国内から 14・リス 上記センターに連絡 イギリス 国外から (44) 20-8840-8363 上記センターに連絡 (81) 3-3811-8127 東京				6535-5554			
タイ 1800-600-234 (無料電話) ベトナム 12065143 (無料電話) グアム・サイパン 1877-232-0747 (無料電話) オーストラリア 1800-553-152 (無料電話) ニュージーランド 0800-44-9345 (無料電話) 無料電話がご利用になれない場合 タイ国内から (66) 2-302-6535 イギリス 0800-312-002 (無料電話) フランス 0800-90-84-60 (無料電話) イタリア 800-791-034 (無料電話) ドイツ 0800-182-3992 (無料電話) 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から イギリス 国内から (44) 20-8840-8363 上記センターに連絡 海外から (81) 3-3811-8127 東京	グアム・			(65) 6535-5554			
グアム・サイパン 1877-232-0747 (無料電話) オーストラリア 1800-553-152 (無料電話) ニュージーランド 0800-44-9345 (無料電話) 無料電話がご利用になれない場合 タイ国内から 02-302-6535 タイ財外から (66) 2-302-6535 (無料電話) イギリス 0800-312-002 (無料電話) イタリア 800-791-034 (無料電話) ドイツ 0800-182-3992 (無料電話) 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から イギリス 国内から (44) 20-8840-8363 上記センターに連絡 海外から (81) 3-3811-8127 東京	9.17.2	タイ		1800-600-234	(無料電話)		
オーストラリア		ベトナム		12065143	(無料電話)		
ニュージーランド		グアム・サイパン		1877-232-0747	(無料電話)		
無料電話がご利用になれない場合 タイ国内から 02-302-6535 イギリス 0800-312-002 (無料電話) フランス 0800-90-84-60 (無料電話) イタリア 800-791-034 (無料電話) 吹州・アフリカ・ドイツ 800-182-3992 (無料電話) ヤイツス (無料電話) 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から (44) 20-8840-8363 イギリス 国外から (44) 20-8840-8363 上記センターに連絡 海外から (81) 3-3811-8127 東京		オーストラリア		1800-553-152	(無料電話)	タイセンター	
A		ニュージーランド		0800-44-9345	(無料電話)		
イギリス		無料電話がご利用に	タイ国内から	02-302-6535			
欧州・アフリカ・ 中近東・ロシア (有別)ア 0800-90-84-60 (無料電話) 800-791-034 (無料電話) 0800-182-3992 (無料電話) (無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域 国内から (44) 20-8840-8363 上記以外の国・地域 から イギリス 国外から (44) 20-8840-8363 上記センターに連絡 海外から (81) 3-3811-8127 東京		A 1. A 1. IH A		(66) 2-302-6535			
欧州・アフリカ・ 中近東・ロシア 中近東・ロシア 上記以外の国・地域 から イギリス 国内から 国外から 020-8840-8363 (44) 20-8840-8363 ロンドン センター 上記以外の国・地域 から イギリス 国外から (44) 20-8840-8363 東京		イギリス		0800-312-002	(無料電話)		
欧州・アフリカ・ 中近東・ロシア (無料電話) ロンドン (無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から (202-8840-8363) 上記以外の国・地域から イギリス 国外から (44) 20-8840-8363 上記センターに連絡 海外から (81) 3-3811-8127		フランス		0800-90-84-60	(無料電話)		
中近東・ロシア (無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から イギリス 国外から (44) 20-8840-8363 上記センターに連絡 海外から (81) 3-3811-8127 東京		イタリア		800-791-034	(無料電話)		
無料電話がご利用に なれない場合や 上記以外の国・地域 から (44) 20-8840-8363 (44) 20-8840-8363 (44) 20-8840-8363 東京		ドイツ		0800-182-3992	(無料電話)		
から 国外から (44) 20-8840-8363 上記センターに連絡 海外から (81) 3-3811-8127 東京		なれない場合や		020-8840-8363		センター	
10.00 to 10.				(44) 20-8840-8363			
□ 下取ればい場合 日本国内から		海外から		(81) 3-3811-8127			
	が取れない場合	日本国内から		03-3811-8127		センター	

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

■海外ホットライン・お問い合わせ先

ケガ・病気以外の事故でお困りの時、本被保険者証とクレジットカードをお手元にご用意の上お電話ください。 (24時間・日本語対応)

お客様の滞在地			電話番	号	オフィス		
	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ グアム・サイパン		1800-366-1572 (無料電話)				
北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン	無料電話がご利用に なれない場合や	アメリカ 本土内から	949-437-9632		ロサンゼルス オフィス		
	上記以外の国・地域 から	アメリカ 本土外から	(1)949-437-9632				
中国	中国(香港・マカオを除く	:)	800-820-8775 *電話機の種類等に。 場合があります。	(無料電話) より利用できない	上海		
	無料電話がご利用に	中国国内から	021-6841-2029		オフィス		
	なれない場合	中国国外から	(86)21-6841-2029				
	香港・マカオ		2868-4392				
	台湾		00801-855-769	(無料電話)	香港オフィス		
	韓国		00798-8521-6279	(無料電話)	4 / 1 /		
アジア	シンガポール		6738-3959				
, , ,	91		001-800-656-348 *電話機の種類等に、 場合があります。	シンガポール オフィス			
	無料電話がご利用になれない場合や 上記以外の国・地域から		(65)6738-3959				
	オーストラリア		1800-02-1066	(無料電話)			
オセアニア	無料電話がご利用に なれない場合や	オーストラリア 国内から	02-8218-5097		シドニー オフィス		
	上記以外の国・地域 から	オーストラリア 国外から	(61)2-8218-5097		.,		
	イギリス		0800-028-89-32	(無料電話)			
	フランス		0800-770-241	(無料電話)			
	イタリア		800-781-810	(無料電話)			
欧州·アフリカ 中近東·ロシア	ドイツ		0800-182-1737	(無料電話)	ロンドン オフィス		
	無料電話がご利用に なれない場合や	イギリス 国内から	020-8080-0250				
	上記以外の国・地域 から 国外から		(44)20-8080-0250				
	海外から		(81)18-888-9547		_		
各オフィスに連絡 が取れない場合	日本国内から		0120-08-1572	(無料電話)	日本 オフィス		
2 -K1 (10,0 1-20 H			018-888-9547		4210		

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。

- ご利用上のご注意・

※上記は、2015年1月現在となっており、今後変更することがあります。

- ●()内は国別番号です。
- ●夜間・週末等は電話転送システムによる他のセンターでの対応になる場合があります。
- ●それぞれの無料電話は、それぞれの国・地域のみご利用になれます。
- ●無料電話の設置のない地域からはコレクトコールをご利用ください。
- ●地域:電話機の種類·ホテルによってはコレクトコールが利用できない、もしくは、一部お客様負担がかかる場合があります。
- ●公衆電話·携帯電話からは利用できない国·地域があります。
- ●無料電話やコレクトコールをご利用になれない場合の電話料金はお客様負担となります。
- ●有料電話でおかけの場合は「折り返し電話」するよう各センターにお申し付けください。
- ●携帯電話の種類により、受信の際に利用料が発生する場合は、お客様負担となります。
- ●各国での電話事情等により電話がかかりにくいこともありますのでご了承ください。
- ●各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。電話のかからない場合は「海外メディカルヘルプライン東京セクー」、「海外ホットライン日本オフィス」または他のセンター、他のオフィスへお問い合わせください。
- ●回線が混み合ったり、オペレーターが話し中の場合には、しばらくメッセージが流れたり、長くお待ちいただくことがあります。

国内保険サービス

国内旅行傷害保険(カードご利用条件付自動付帯)補償内容

国内	国内旅行傷害保険(カードご利用条件付自動付帯)補償内容					
	担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払する保険金			
	死 · 亡 · 後遺障害	UCカード会員が、 ①UCカードにより事前に国内線航空券を購入し、当該航空機に搭乗中に傷害を被った場合。なお、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および不時着陸の接続交通乗用具搭乗中も含みます。 ②UCカードによりUCまたはマスター、VISA加盟店で旅館、宿泊施設等を(1)ノークーボシンステムによらず予約を行った(2)ノークーボシンステムにより予約を行った(2)ノークーボシンステムにより予約を行った(2)ノークーボシンステムにより予約を行い、かつその料金をチェックイン前にUCカードで支払った場合に、滞在中の宿泊施設の火災、爆発により傷害を被った場合。ただし、UCカード会員が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をUCカードにより支払った場合に限ります。(定期券・回数券・アリベイナー・を除きます。)	《死亡·後遺障書》 死亡·後遺障書保険金額の 100% 死亡·後遺障書保険金額の …3~100% (例) 両眼失明 100% 片腕または片脚切断 60% 手の親指切断			
	入 院	を被った場合。ただし、宿泊を伴う募集型 企画旅行でかつ、UCカード会員がその料 金を事前にUCカードにより支払った場合。 〈死亡・後遺障害保険金〉	〈入院: 通院〉 入院・通院1日につき定額の保険金をお支払いします。ただし、7日以内の入院・通院は保険金支払いの対			
	通院	上記①~④によりケガをして事故の日から 180日以内に死亡されたとき、身体の一部を 失いまたは後遺障害が残ったとき。 〈入院・通院保険金〉 上記①~④によりケガをして入院または通院 の治療を受けたとき。	象にはなりません。 (8日以上入院・通院の状態にある場合は、1日目から保険金支払いの対象となります。) 〈手術〉 入院保険金日額に手術の種類に応じ			
		※ 入院保険金は事故日から180日までの入院が対象 が対象 通院保険金は事故日から180日までの通 院が対象、かつ、90日までがお支払い限度 となります。	て所定の倍率を乗じてお支払いしま す。 ※疾病による事故は対象となりませ ん。			
		〈手術保険金〉 入院保険金が支払われる場合に、その傷害 の治療のため手術を行った場合(事故日から 180日までの手術が対象) ※対象外の手術もあります。	(ご注意) 上記保険金をご請求される場合に は、カード決済が条件になりますので 売上票のコビー等の証明書類が必 ず必要になります。			
航空	共通	UCカード会員が、 ①UCカードにより事前に国内線航空券を購入し ②カード会社を通じて航空機の予約を行い、か 場合。 ③宿泊を伴う募集型企画旅行に参加し、かつ、さ た場合。 に下記費用を補償します。	つ、その料金をUCカードにより支払った			
航空機遅延費用等	乗継遅延費用	航空便を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの 到着便の遅延によって搭乗する予定だった航 空便に搭乗することができず、到着便の実際の 搭乗時刻から4時間以内に代替便に搭乗する ことができなかった場合。	と食事代の実費を2万円限度としてお			
	出航遅延、 欠航、 搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空便について、出航予 定時刻から4時間以上の出航遅延や航空便の 欠航などで搭乗することができず、出航予定時 刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗 できなかった場合。				

航空機遅延費用等	受託手荷物 遅延	制工法(から明治に当場とくかの受話しな) 指乗時に航空会社へ受話した手荷物が予定 していた目的地に運搬されなかったために、目 的地において衣類や生活必需品を購入した場 合。	記の購入費用実費を1万円限度として
延費用等	受託手荷物 紛失	航空便が目的地に到着してから48時間以内 に、搭乗時に航空会社へ受託した手荷物が予 定していた目的地に運搬されなかった場合、手 荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以 内に、目的地において衣類や生活必需品を購 入した場合。	記 <u>購入費用</u> 実費を2万円限度としてお 支払いします。 ①衣類購入費

航空便が目的地に到着してから6時間以内に、1回の受託手荷物の遅延について、下

※募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程で通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業務は規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらりた必参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

10.0%な所17年級的は転命の3月(20)参加省が水にしているが16券業単正陶師(12.16なりません)。 業募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・ 宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用したときから最後の運送・宿 泊機関等の利用を完了するまでの原間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した明間は挟きます。 ※公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航

※公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・壮田車は除く)

保険金がお支払いできない例

	担保項目	お支払いできない主な場合
	死亡 ・ 後遺障害 入院·通院	●被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ●戦争、その他の変乱 ●放射線照射・汚染、原子核反応 ●危険なスポーツ(登山・スカイダイビング等)中の事故 ●地震、噴火または津波によるケガ また、原因のいかんを問わず頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。
	乗継遅延費用	●被保険者、保険金受取人の故意もくは重過失
航空機遅延費用等	出航遅延、 欠航、 搭乗不能費用	●戦争、その他の変乱●地震もくは噴火またはこれらによる津波●放射能照射・汚染、原子核反応
延費用	受託手荷物 遅延	
等	受託手荷物 紛失	

保険金請求について

1.事故の日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。 2.保険金請求に必要な書類

帰国後請求する場合には下表「現地でしか手配できない書類」を忘れずに。 (書類手配の費用は、ご自身の負担となります。)

	●保険金種類			海外				共	通		国内
● 45	除金請求書類	(傷害·疾病) 治療費用保険金	携行品損害保険	救援者費用等保険金	対人	音賞責任 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	死亡保険金(傷害)	航空機遅延費用	手荷物遅延費用	後遺障害保険金	入院·通院保険金
海外	の場合パスポートのコピー(番号・氏名記載 ・ジ、日本の出入国スタンブ押印ページ)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
保険	金額請求書	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	医師の診断書	*			*						*
現	治療費の明細および領収書	*			☆						
だ	死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)						*				
か	事故証明書	☆	*	☆	☆	☆	*				*
蓜	支出を証明する書類			*							
£	示談書·示談金領収書				*	*					
現地でしか手配できない書類	損害額(修理費等)を証明する書類					*					
蓋類	領収書原本							*	*		
航空会社発行の遅延証明 ^(※)								*	*		
損害	品明細書		*								
損害	額を証明する書類		*								
除籍謄本							*				
委任状·戸籍謄本							☆				
後遺	障害診断書									*	
その	他の書類(売上票コピー等)	☆	☆	☆	☆	☆	☆			☆	☆

- (注)1.★印は必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類
 - 2.上記各書類はコピーしたものでは認められません。
 - 3.パスポートの盗難にあった場合は航空券の半券などが必要になります。
 - 4.※証明書がない場合は予約便の搭乗券の半券と、代替便の搭乗券の半券、手荷物到着時刻のわかる書類などをご提出ください。 また、航空会社から補償があった場合は補償金額がわかる書類もご提出ください。

ノョッピング補償保険保険金のご請求について

- ①事故の日から45日以内に損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。
- ②保険金請求のためには、下記の書類が必要になります。(事故発生日から90日以内にご返送ください) ③クレジットカード売上票が無い場合には保険金請求ができませんのでご注意ください。

●損害の状況 ●保険金請求書類	盗難の場合	修理可能な	場合 おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おお
保険金請求書	*	*	*
盗難届出証明書	*		
罹災証明書·事故証明書		☆	☆
クレジットカード売上票	*	*	*
修理代金領収書or修理代金請求書or修理見積書		*	
全損見積書			*
写真または現物		*	*
他保険の保険金請求書	☆	☆	☆
被害品明細書	*		
委任状	☆	☆	☆
その他関係書類	☆	☆	☆

- (注)★印は必要な書類、☆印は場合によって必要な書類。
- (注)リボルビング払い・分割払いで購入した商品については特別な処理が必要になりますのでお申出下さい。

〈ご注意〉

保険の内容につきましては、引受幹事保険会社所定の約款に基づきます。

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

◇共同保険契約に関するご説明◇

この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理、代行を行っています。

各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

◇引受保険会社◇

9

遺害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)、東京海上日動火災保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社

◇取扱代理店◇

株式会社クレディセゾン

ショッピング補償保険について

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利を持って所有されている方。ただし、保険金のご請求はその物品を購入したUCカード会員に限ります。		
補償期間	UCカード会員である期間		
補償の概要	UCカードによるご購入品を購入日から90日間偶然な事故の際に補償いたします。		
補償の対象となる物品	UCカード会員が日本国内または海外でUCカードを利用して購入された物品。(†だし、「補償の対象とならない場合・商品」に掲げたものを除きます。)		
補償の対象となる事故	盗難・破裂・火災・落雷・爆発・破損など		
補償額は、カード利用の際の売上票(控え)に記載された金額を限度とし、 (① 補償額の合計は会員お一人当たり年間300万円を限度といたします。 ②1回の事故につき1個または1組につき1万円が自己負担額となります。 ③ 代金の一部のみをUCカードを利用して支払われた場合には、その物に対するカードによる支払額の割合を代金に乗じた金額が限度となり、 (学院の対象の物件に事故が発生した時点で、保険金請求が可能ながある場合はそちらの保険にご請求ぐさい。その保険の補償額が打たない場合差額分を保険金支払いの対象といたします。 ③ 保険金はカード利用代金決済後にお支払いたします。			
補償の対象と ならない場合	(1)次に掲げる損害は縮償の対象になりません。 ① 洪水もしくは地震に起因する損害 ② 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害 ③ 通常の使用による損耗損傷、原因不明の紛失、核燃料物質等による汚染、商品の瑕疵に起因する損害 (2)上記に加え次の場合も補償の対象になりません ① 会員の故意および重大な過失 ② 商品の欠陥、消耗、錆、変色、虫食い、脱色等 ③ 商品の誤った使用によって生じた損害 ④ 置き忘れ、紛失 ⑤ 電気的、機械的事故(故障) ⑥ 会員の声欺、不正、横領行為によって入手した物品の損害 ⑦ 会員が意図的に虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合		
補償の対象と ならない商品	次に掲げるものは補償の対象になりません ①船舶(含、ヨット・モーターボートおよびボート)、航空機、自動車(含、自動二輪車および自動三輪車)、原付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボードおよびこれらの附属品等 ②義繭、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの ③動物あるいは植物 ④食料品 ⑤現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの ⑥預金証書又は貯金通帳(通帳および現金支払機用カードを含みます)クレジットカードその他これらに準ずるもの ①稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ③職業上の商品として購入したもの ②別送品(通販など輸送中の商品)		
代位	(1)損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた商品、および会員が第三者に対して有するいっさいの権利を支払額を限度として取得します。 (2)会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。		
損害防止義務	会員は、事故が生じたときの損害発生の防止および軽減に努めなければなりません。		
準拠法	この補償を提供する保険契約は日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員		

10